

11.6.28

11

第 130 號

大正十二年六月廿七日

常務理事 添田 敬一郎 殿

一 部 紡織工組合組織運動ノ報告ノ件

右ニ明記去ルニ十日ノ一回宣傳ビラ撒布ノ所更ニ三日別紙ノ一回ノ

宣傳ビラヲ大日本紡織福島、攝津、尾崎、各工場ニ撒布大

ニ組合員ノ糾合ヲ努メツアリ 尚廿四、五、両日ニ亘リ東洋紡績

會社田貫島工場ニ宣傳ビラ撒布ヲ續キ他會社工場ニ對シ宣傳

セラレツアリ 以上。

財團協同會大阪支所長 藤澤 穆

- 東京市小石川區橋除町三四 電話 一六三〇
- 東部 紡績工組合事務所
- 名古屋市東區古田來町一三三
- 中部 紡績工組合事務所
- 大阪市外表の茶屋元木津一八一
- 西部 紡績工組合事務所

働かざる者は 食ふべからず

一、監獄的寄宿舎の解放
 二、夜勤手当を三割増額
 三、勤務を三交代にする事
 四、退職手当の増額
 五、公傷は全日給を支給する事
 六、一割以上の配當をなさざる事
 七、日給 三割増
 八、労働保険の實施

一、日本の操業工場では、社員が、工女に對し、みだりに事をなす。若し悪くないと仕事の上で仇を取れるたり、賞與や昇給の時に仇をされる。食事は社員の間は、非常な色慮で少し美しい工女になると排撃する。服装、髪型、その工女に對し、食事で仇を取ると言ふ、それから同工場では寄宿舎にゐる工女が、食事中に

若物を着て、自動車に乗つて遊山見物に身をやつてゐても、彼等は人々に言ふものを知らないのだ。人間の生計の事は成程である。誰かして他の場に依つて生計する人は眞の人間の生活でない。つまり誰かして生きてゐる物を「ダニ」に食ふのだ。「ダニ」が如何に清潔な着物を着ても自動車に乗らなくとも、それは眞の正業の人と言ひ得ない。

そこで現在の所では、道理が引込んで無理が通つてゐる。眞實の人間が苦しみながら、拵けてゐる人間が大平樂を言つてゐる。何んと言ふ矛盾した話でせう。兎に角、若し操業工場の跡きに依つて七千萬の日本國民を養ひに附け、善いに附け、夏多の着物は、私共の手に依つて造られたのだ。のみならず、生絲にせよ紡績にせよ、

以上なら ごめん
 六月二十七日
 寄宿女工一同より